

小田原市立泉中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめ防止対策推進法（以下法）第2条で、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの”と定義している。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

いじめは、単に子どもたちだけの問題だけではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点をもって問題に向き合うことが必要となる。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払うことが必要である。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つととらえ、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識の上に立ち、いじめを根絶するための理念として、小田原市では次の5つを掲げており、本校でもその理念に則っている。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん、他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動に取り組む。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、全ての生徒・保護者、学校関係者、その他子どもに関わる全ての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、許さないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切である。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

① 教師による働きかけ

ア 道徳や学活で、心の豊かさを高める指導をし、互いの違いを認め合うなど人格を尊重する態度を育成し、どのようなものがいじめに当たるか、また、その対処の仕方などを学習し、生徒がいじめをしない・させない力を身につけさせる。

イ なんでも言える、相談できる雰囲気や学級や学校が作り出すために、受容的な態度で生徒と接し、教育相談を積極的に行う。

ウ 携帯電話やインターネットを介したいじめの防止のために、講演会を開催し、未然防止を図る。

エ 教師自らいじめの要因を作っていないか、不用意な言葉遣いや態度を見直し、教師同士が声を掛け合える職場をつくる。また、事故防止チェックにより、自己反省の機会を持つ。

② 生徒会の取組

・生徒同士でいじめを防止する取組をすることで、互いにいじめを防止する効果を期待する。
具体的には、いじめ防止短編ビデオの上映、等。

③ 保護者・地域への働きかけ

・学級懇談会や家庭訪問、教育面談、地区懇談会、青少年育成会などの様々な地域活動で、家庭や地域に学校からの情報を的確に提供する。
・長期休業中には回覧板等を通して、地域で子供たちを見守ってもらえるように呼びかける。
・警察や青少年補導員、市青少年相談センター、児童相談所、市教育委員会、保護司会などの関係機関との連携を大切に、情報のやり取りを積極的に行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

① いじめに関するアンケートや教育相談、教育面談などを実施し、生徒や保護者から相談しやすい機会を設け、早期発見に努める。

② 生徒の様子に対する高いアンテナと、一人ひとりにきめ細かな指導をするために次のことに留意する。

・朝や休み時間の観察、共に活動する。
・生徒の人間関係を把握する。
・遅刻、早退、欠席などの理由を把握する。
・日記、作品などに変化がみられないか観察する。
・あだ名、いたずら、落書きなどはないかに気を配る。

③ 小さなことでも家庭や地域からの情報に誠意をもって聴き、早期発見の機会として扱う。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ① 生徒がいじめを受けている又はそう思われるときは、緊急会議を開催し、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を学校の設置者である市教育委員会に報告する。
- ② いじめを受けた生徒と、それを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処する。
- ③ いじめを受けた生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、警察と連携して早期解決に取り組む。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。
- ⑦ いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や、地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置

《いじめ対策会議》

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内にいじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策会議」を常設する。

(2) 組織の構成員

《いじめ対策会議》…校長・教頭・生徒指導部長・生活指導担当・教育相談コーディネーター・養護教諭・生徒指導員代表

《拡大いじめ対策会議》…いじめ対策会議の構成員に加えて、総括教諭・各学年主任・教務主任・学年担当職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援室担当・訪問相談員・専門医・臨床心理士・PTA役員・学校評議員・保護司・主任児童委員・弁護士などから、必要に応じて適切な人選をし、参加を求め、対応等を協議する。

(3) 組織の役割

この組織は、本校におけるいじめの未然防止や早期発見のための取組、早期解決に向けた対応の協議を行う等、いじめ防止に関する中核的な役割を担う。主な役割は次の通りである。

- ① 泉中学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ② 泉中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ③ いじめに関する教職員研修等の実施
- ④ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ⑤ いじめに関する通報及び相談への対応
- ⑥ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ⑦ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ⑧ いじめ事案に係る情報の収集および事実確認のための調査

- ⑨ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ⑩ いじめを受けた生徒に対する保護及び支援、並びにその保護者との連携
- ⑪ いじめを行った生徒に対する指導及び支援、並びにその保護者との連携
- ⑫ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめの様態が次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ① いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態として判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。
- ③ 生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の調査・報告

① 重大事態発生時の報告

生徒がいじめを受けて重大事態に陥った場合、校長・教頭の判断で小田原市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、小田原市長に重大事態の発生について報告する。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には県教育委員会にも報告する。

② 事実関係を明確にするための調査

学校設置者である小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。市立学校の場合、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断する。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、小田原市教育委員会において調査を実施する。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織＝いじめ対策会議」が主体となって実施する。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査にあたり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。市立学校の場合、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

(3) 生徒・保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うにあたっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

P(Plan), D(Do), C(Check), A(Action)サイクルに則って、「学校いじめ防止基本方針」とその取り組みの点検と見直しを行います。

点検・見直しの時期は、第1回＝7月、第2回＝12月、3回＝3月とし、「いじめに関するアンケート」として生徒に実施し、その結果を踏まえて、生徒指導全体会で検討をします。

なお、いじめについても記述されるため、早急な対応が必要な場合は、学年主任と学年生担へ連絡し、いじめ対策会議にて対応を優先して行います。

年度当初は、職員の異動を踏まえて、生徒指導の方針と共に周知を図る機会として、第1回生徒指導全体会で取り扱います。

【点検・見直し年間計画】

4月…第1回生徒指導全体会で周知

6月…第1回いじめに関するアンケート実施

7月…生徒指導全体会で見直し案検討

11月…第2回いじめに関するアンケート実施

12月…生徒指導全体会で見直し案検討

2月…第3回いじめに関するアンケート実施

3月…職員会議(新年度計画)後の生徒指導報告に合わせて見直し案検討⇒新年度へ

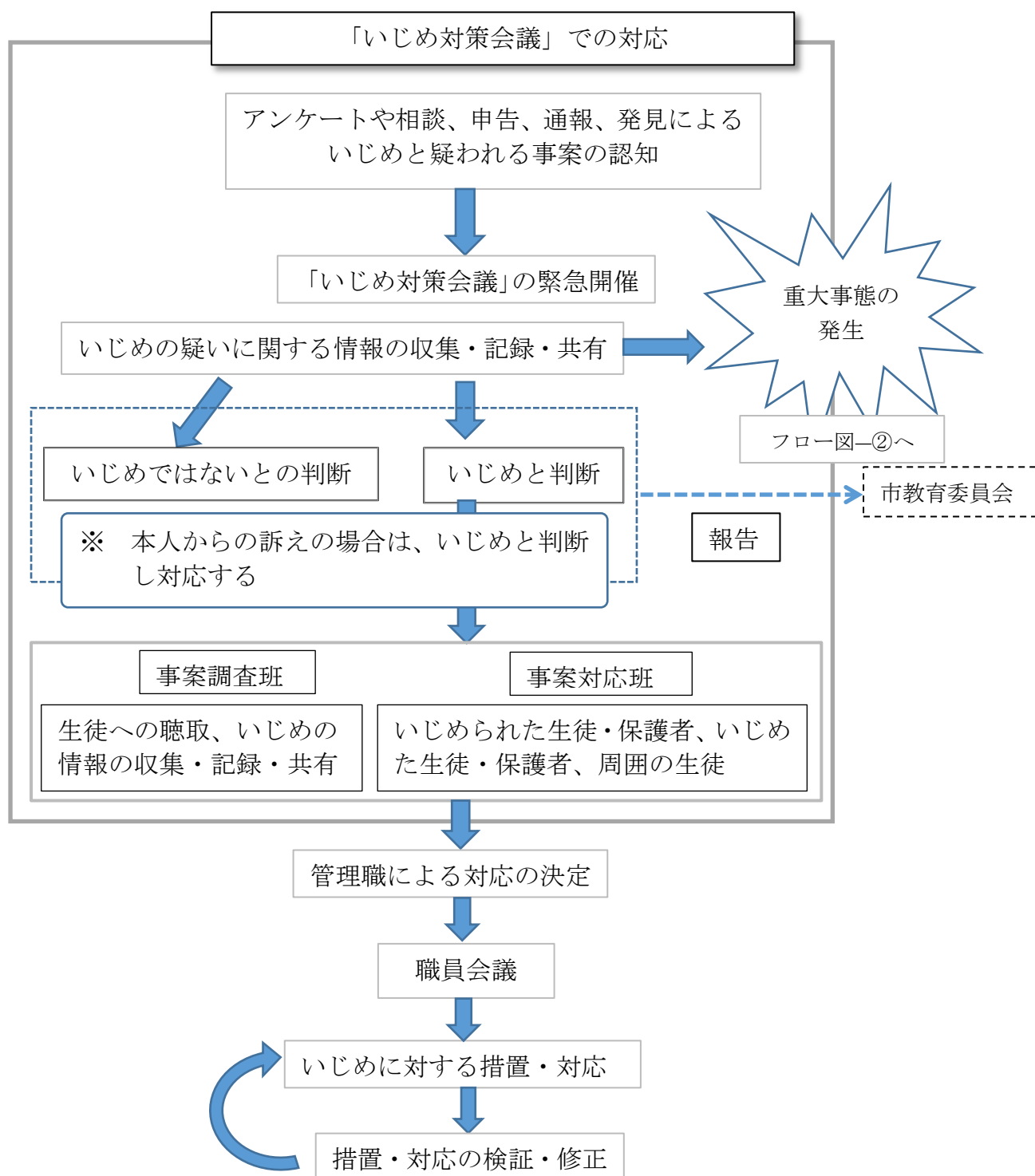
平成26年3月策定

平成27年4月一部改訂

平成28年4月一部改訂

6 フローチャート

○ いじめ事案への対応フロー図－①

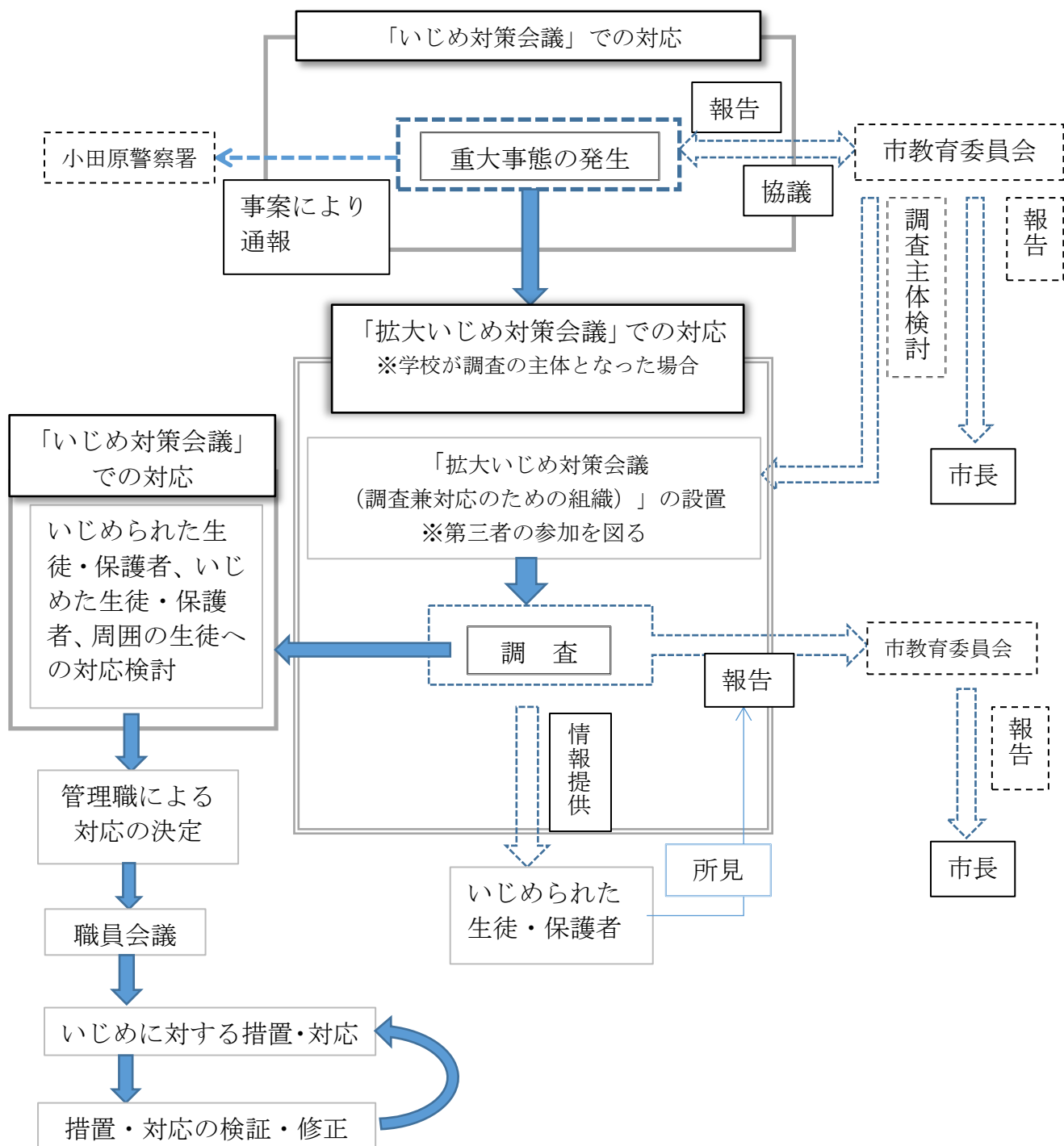


※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する。

小田原警察署少年係：３２－０１１０（代表）

神奈川県警少年相談・保護センター：３２－７３５８

○ いじめ事案への対応フロー図ー②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。